

## 奈良市政治倫理審査会条例

### (設置)

第1条 奈良市長等政治倫理条例(平成〇年奈良市条例第〇号。以下「市長等条例」という。)の適正な運用を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

### (職務及び権限)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について調査・審査し、その結果を意見書に作成し、及び必要な勧告を行う。

- (1) 市長等条例第12条第1項及び第13条第2項に関する事項
- (2) その他政治倫理の確立を図るため、市長が諮問した事項について審議し、答申し、又は建議すること。

### (組織及び委員)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者及び法第18条に規定する選挙権を有する者のうちから、市長が公正を期して委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、任期が満了した場合においても、後任の委員が委嘱されるまでの間その職務を行う。学識経験を有する委員の再任は、妨げない。

### (会長)

第4条 審査会に会長を置く。会長は、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席した委員の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

(委員の守秘義務)

第6条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査及び審査)

第7条 市長等条例第13条第1項の規定により調査を請求した者(以下「調査請求者」という。)は、審査会に出席し、口頭で意見を述べることができる。

2 審査会は、調査を請求された市長等(以下「調査対象者」という。)に弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、調査対象者に必要な資料の提出を求め、又は審査会に出席を求めて説明を聴くことができる。この場合において、調査対象者は、審査会の調査に協力しなければならない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、公務所等に照会し、又は関係者に必要な資料の提出を求め、若しくは審査会に出席を求めて説明を聴くことができる。

(意見書の作成及び提出)

第8条 審査会は、市長等条例第12条第1項及び第13条第2項の規定により調査・審査を求められたときは、その日から60日以内に調査・審査の結果を意見書に作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、調査対象者が審査会の調査を拒否し、又は調査に協力しなかったときは、その旨を意見書に記載しなければならない。

3 審査会は、意見書において、市長がとるべき措置を勧告することができる。

(意見書の送付)

第9条 前条第1項の規定により意見書が提出されたときは、市長は、遅滞なく、その写しを調査請求者及び調査対象者に送付しなければならない。

(意見書の公表)

第10条 市長は、意見書を遅滞なく市民の閲覧に供するとともに、その要旨を直近の広報紙等に掲載しなければならない。

2 意見書の閲覧及び保存期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

(市長の措置)

第11条 市長は、審査会の意見書を尊重して、必要な措置をとるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。